

# 告 示

埼玉県告示第六百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北上尾ショッピングモール

埼玉県上尾市緑丘三 十九 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 閉店時刻が延長し、朝方四時三〇分までとなるため、周辺環境に十分配慮した営業を行うこと。
- (2) 店舗は中央小学校と東中学校の学区内にあるため、児童生徒の通学の安全確保に留意すること。
- (3) 当該ショッピングモールは埼玉県生活環境保全条例における騒音の規制対象作業場等に該当するので、騒音については規制以下であることを再度検証いただく等の対応をすること。

## 二 縦覧期間

平成二十六年四月二十二日から平成二十六年五月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター